

第 1 章 調査研究概要

1. 事業名

介護分野における技能実習制度の標準的な教育プログラムに関する調査研究事業

2. 事業実施目的

平成 28 年 11 月 28 日に「技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が公布され、平成 29 年 11 月 1 日の施行に併せて、技能実習制度の対象職種へ介護職種が追加された。

技能実習生が効果的に、また安全に技能実習を受けるため、さらにはそれを支える日常生活を円滑に送ることができるようにすることを目的に、監理団体には技能実習生に対して、実習実施機関が技能等の修得活動を実施する前に一定時間以上の講習（入国後講習）を実施することが義務付けられている。

また、入国後講習では、就労を開始する段階で、技能実習生が介護に関する一定の知識、技術を習得している必要があることから、専門用語や介護現場におけるコミュニケーションのほか、介護に関する基礎的な事項を学ぶ課程とすることが、厚生労働省に設置され検討された「外国人介護人材の受入れの在り方に関する検討会 中間まとめ（平成 27 年 2 月 4 日）」で示されている。

これらを踏まえ、技能実習生が効果的に技能実習を受けられるよう適切な受入体制を整備するために、入国後講習における介護導入講習の標準的なプログラムや教育ツール、実習開始後に活用できる標準的な教育ツールや実習指導員が活用できる手引き等の作成に向けた調査、研究を行った。

3. 実施体制

本事業では、介護分野における技能実習制度の標準的な教育プログラムを検討するにあたり、平成28年度の「技能実習制度に介護分野を追加する際の技能評価システムのあり方に関する調査研究事業」での検討委員会の委員を中心に、介護や日本語に関する知見等を有する専門家・識者等で構成される「検討委員会」を設置した。また、技能実習生が入国後講習で使用する入国後講習用教材を作成するにあたって「ワーキンググループ」を設置し、検討委員会における検討を踏まえ、教材に盛り込む具体的な文章やイラスト等を検討・作成した。

(1) 検討委員会・ワーキンググループ名簿

【検討委員会】(◎：委員長、委員五十音順)

◎小山 秀夫	兵庫県立大学大学院 名誉教授
白井 孝子	東京福祉専門学校 副学校長
田中 彰子	横浜創英大学 看護学部 看護学科 教授
高木 憲司	和洋女子大学 家政学群 家政福祉学類 准教授
筒井 孝子	兵庫県立大学大学院 経営研究科 教授
橋本 由紀江	一般社団法人国際交流&日本語支援Y 代表理事
平川 博之	公益社団法人全国老人保健施設協会 副会長
松下 能万	公益社団法人日本介護福祉士会 事務局次長

【ワーキンググループ】

白井 孝子	東京福祉専門学校 副学校長
竹田 幸司	田園調布学園大学 人間福祉学部 社会福学科 介護福祉専攻 講師
橋本 由紀江	一般社団法人国際交流&日本語支援Y 代表理事

【オブザーバー】

平岡 敬博	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 室長補佐
伊藤 優子	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 介護福祉専門官
五十嵐 久美子	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 介護技術専門官

(2) 検討委員会・ワーキンググループの開催

【検討委員会】

回	検討内容	日時
第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の概要説明、介護分野の技能実習制度への追加に関する状況 ・入国後講習用教材について <ul style="list-style-type: none"> - 教材の位置づけ - 範囲の明確化 ・(実習開始後の) 技能実習生用テキストについて 	平成29年8月24日 9:00~10:30
第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・入国後講習用教材について <ul style="list-style-type: none"> - 教材の構成について - 技能実習生に理解してほしいことについて 	平成29年10月26日 10:00~12:30
第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・入国後講習用教材(案)について 	平成29年11月15日 16:00~18:00
第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・入国後講習用教材(案)について ・技能実習生用テキストについて ・技能実習指導員用手引きについて 	平成30年2月15日 13:00~16:00

【ワーキンググループ】

回	検討内容	日時
第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の概要説明、介護分野の技能実習制度への追加に関する状況 	平成29年9月4日 10:00~12:00
第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・入国後講習用教材の構成と範囲について 	平成29年9月6日 14:00~16:00
第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人介護職を受け入れている事業所のヒアリング結果の検討 ・入国後講習用教材の範囲と深さについて 	平成29年10月10日 18:00~20:30
第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・入国後講習教材のレイアウトに関して ・日本語レベルの検討 	平成29年10月11日 17:00~20:00
第5回	<ul style="list-style-type: none"> ・入国後講習用教材(案)に対する検討委員会からの意見への具体的対応内容について 	平成29年11月22日 10:00~13:00
第6回	<ul style="list-style-type: none"> - 文章、イラストの見直し 	平成29年11月22日 18:00~21:00
第7回	<ul style="list-style-type: none"> - 日本語レベルの検討 	平成29年11月24日 13:00~16:00
第8回	<ul style="list-style-type: none"> ・入国後講習用教材(案)の最終修正案の作成 	平成30年1月10日 13:00~16:00

4. 実施内容

本事業では、介護分野における技能実習制度の標準的な教育プログラムを検討することから、技能実習生が必ず受講する入国後講習で使用する「入国後講習用教材（①）」を作成した。また、技能実習生が入職後、移転する技能に関する知識や技能を学習していくためのテキスト（②）及び、技能実習指導員が技能実習生を指導するために使用する手引き（③）の在り方について検討を行った。

名称	①入国後講習用教材 (介護導入講習)	②技能実習生用テキスト	③技能実習指導員用手引き
対象	技能実習生	技能実習生	技能実習指導員
使用 場面	入国後講習	入国後講習～実習期間終了(最長5年)	(技能実習生の) 実習期間中
内容	告示で示された介護導入講習の「教育内容」を具現化した内容	移転する技能に関する知識や技術を学び、振り返ることができる内容	技能実習生に技能移転が適切に行われるよう、指導上の留意点や対応方法等に関する内容
成果物	テキストの作成 (WEB上に掲載)	検討結果取りまとめ	検討結果取りまとめ

(1) ヒアリング調査

EPA介護福祉士候補生や日本人を配偶者に持つ等して既に介護施設・事業所にて働く外国人介護職員、その外国人介護職員の教育担当者に対して、入国後講習用教材を作成するにあたって工夫すべき点に関するヒアリング（1回目）と、その意見を踏まえ作成・修正を行った入国後講習用教材（案）に対するヒアリング（2回目）を行った。

① 1回目のヒアリング調査

調査対象：外国人介護職員、外国人介護職員教育担当者

調査目的：入国後講習用教材において工夫すべき点について

調査内容：

＜外国人介護職員＞

- ・介護の考え方・技術をいつ学習したか
- ・どのようなテキストを使用したか
- ・特にサポートが必要な学習内容
- ・見やすさ、使いやすさ等レイアウトについて 等

＜外国人介護職員教育担当者＞

- ・テキストを用いて学習するにあたり、注意点や工夫すべき点について
- ・外国人介護職員に自己学習させる上で必要なこと
- ・外国人介護職員がテキストを利用して学習するうえで、特にサポートが必要な学習内容
- ・テキストに記載はないが、介護を理解するうえで盛り込むべきこと 等

② 2回目のヒアリング調査

調査対象：外国人介護職員、外国人介護職員教育担当者

調査目的：作成した入国後講習用教材案（一部）に対する意見聴取

調査内容：入国後講習用教材案（一部）の使いやすさ、工夫を要する点など

③ ヒアリング先

法人名	社会福祉法人青山里会
選定理由	2008年から、在日外国人や日本人を配偶者に持つ外国人等を雇用し、現在複数国（ブラジル、フィリピン等）70名以上の外国人介護職員が働いており、外国人介護職員への教育指導の実績があるため。
法人概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム、老人保健施設、障害者支援施設、認知症共同生活介護（グループホーム）を運営 ・ 70名以上の外国人介護職員が就労
ヒアリング時期	1回目 － 平成29年7. 8月 2回目 － 平成29年9. 10月
ヒアリング	1回目 － 外国人介護職員2名、外国人介護職員教育担当者2名 2回目 － 外国人介護職員3名、外国人介護職員教育担当者2名

法人名	法人A
選定理由	EPA介護福祉士候補生を受け入れており、育成・指導にあたっては、法人本部から介護福祉士兼日本語教師の資格を持つ2名が担当し、日本語・介護両面からの指導体制を構築しているため。
法人概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国で病院、クリニック、老人保健施設等の施設を運営 ・ EPA介護福祉士候補生（インドネシア）5名が老人保健施設にて就労
ヒアリング時期	1回目 － 平成29年8月 2回目 － 平成29年9月
ヒアリング	1回目 － EPA介護福祉士候補生2名、外国人介護職員教育担当者1名 2回目 － 外国人介護職員教育担当者1名

法人名	医療法人社団光生会 平川病院
選定理由	「技能実習制度への介護職種への追加に向けた準備会」の構成員である日本精神科病院協会の病院であり、また外国人留学生への指導の実績があるため。
法人概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療科は精神科、心療内科、内科、歯科 ・ 養成校に在学する留学生（ベトナム）が4名実習中
ヒアリング時期	2回目のみ － 平成29年10月
ヒアリング人数	2回目のみ － 外国人介護職員教育担当者2名

法人名	医療法人社団永生会 永生病院
選定理由	2008年のEPA開始より看護師・介護福祉士候補生の受け入れを行い、合格後も介護福祉士として働く職員も複数おり、教育指導の実績があるため。
法人概要	・ リハビリテーション科、内科、整形外科、精神科、神経内科、歯科・歯科口腔外科などを診療科

	にもつ回復期、慢性期病院 ・ EPA 介護福祉士候補生（フィリピン、ベトナム等）、EPA 介護福祉士が3名在籍
ヒアリング時期	2回目のみ － 平成30年2月
ヒアリング人数	2回目のみ － EPA 介護福祉士1名、EPA 介護福祉士候補生1名、 外国人介護職員教育担当者2名

（2）先行研究の調査

平成28年度に実施された生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業「技能実習制度に介護分野を追加する際の技能評価システムのあり方に関する調査研究事業」において、技能評価システムとICF（国際生活機能分類）との関連性について検討された。この先行研究では、ICFとの関連性について、技能実習制度は、技能実習生が日本で技能を学び出身国に持って帰るとともに、両国のグローバル化も進めることとなるため、技能移転の対象とする場合の「介護」のイメージを理解してもらうためにも、ICFという世界共通の標準化されているものを使い整理する必要があると考え、ICFの考え方を踏まえ評価項目が作成されたとしている。

5. 介護分野における技能実習評価試験について

技能実習制度に新たに「介護」職種を追加するためには技能等の習得の程度を測る公的評価システム（技能実習評価試験）が必要であり、昨年度、当会において「技能実習制度に介護分野を追加する際の技能評価システムのあり方に関する調査研究事業」を実施、介護サービスの質を確保しつつ、技能実習生に対し適切に技能移転が行われているかを測る技能評価システムを確立することを目的として、そのあり方に関する検討を行った。

検討にあたっては、厚生労働省内に設置された「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」の「中間まとめ」において示された考え方をもとに、介護は単なる作業ではなく、利用者の自立支援を実現するための思考過程に基づく行為であることを踏まえ、それに必要な考え方等の理解も含め移転の対象と考えることが適当であるとされた。また、EPA介護福祉士候補生や永住権を持つ外国人を外国人介護職員として既に受け入れている施設・事業所を対象にヒアリング及び試行試験（予備試験）を行い、参考資料1にある評価項目（案）を作成した。さらに、各項目の評価の基準を掲載した「評価基準マニュアル」を作成し、技能実習評価試験を構築するうえでの参考として示した。

介護技能実習評価試験の構築にあたり「中間まとめ」及び「技能実習制度に介護分野を追加する際の技能評価システムのあり方に関する調査研究事業」を参考とし、移転すべき技能である「移転対象となる業務内容・範囲（参考資料2）」と、介護技能実習評価試験の範囲「試験基準（参考資料3）」が作成された。その後、介護技能実習評価試験の適正な実施が可能との認定を受け、平成29年11月1日に「技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下、技能実習法）」の施行と併せ、技能実習制度の対象職種へ介護職種が追加された。